

「みやざき就農“応援”相談会2024」を開催しました

県内で農業経営を始めたい方や、農業法人等に就職したい方を対象とした「みやざき就農“応援”相談会」を令和6年11月24日（日）にJA・アズムホールの大ホールで開催しました。

この相談会は、主催が宮崎県新規就農相談センター（農業振興公社、農業会議、JA宮崎中央会）・宮崎県、共催が農業法人経営者協会・農業再生協議会で、就農を希望する方々が農業・農村に対する理解や知識を深め、県内各地での就農・就職につなげる事を目的に毎年開催しており、今年で22回目となります。

会場には「総合相談コーナー」をはじめ、15市町・6JA等の「研修・就農支援制度相談コーナー」や「ベテラン農家さんと話せるコーナー」、6農業法人等の「就職相談コーナー」等、合計31のブースが出展されました。

当日は家族連れを含め50組67人の参加があり、栽培品目や販売方法、就農支援、研修や就職について等様々な相談がありました。

農地の取得に関する相談も多く、農業委員や農地の相談ブースで説明を受け、後日改めて農業委員会に相談することが決まった方もいました。

相談会后、就農希望地域や当公社で改めて相談を行っている方もおり、様々な就農の形を提案しながら就農者の確保に努めているところです。



会場の様子

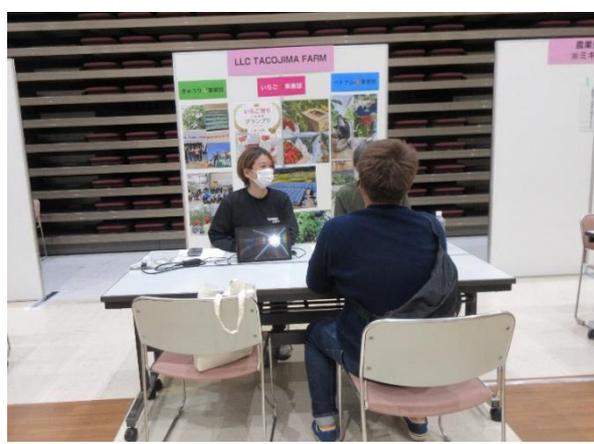


総合相談ブース（奥）

ベテラン農家さんと話せるコーナー（手前）



研修・就農支援制度相談コーナー
（市町村等ブース）



就職相談コーナー
（農業法人等会社説明）

【担い手支援課】

畜産公共事業を紹介します

当公社では、畜産公共事業を行っております。本事業では、草地等の飼料作付け基盤の造成又は整備や放牧地整備による省力的な放牧経営への転換により、飼料自給率の向上と併せ、牛舎等の家畜保護施設の整備を実施することで個々の農家の経営規模の拡大、安定化を図ることを支援します。また、地域の堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設を整備することにより、家畜排せつ物の適正管理体制の強化、地域畜産農家の家畜排せつ物の有機質資源としての有効活用も可能です。

畜産公共事業は、主に 1. 畜産環境総合整備事業と 2. 草地畜産基盤整備事業に分けられ、それぞれの事業で、採択要件、補助率、取り組める内容が異なります。

1 畜産環境総合整備事業

畜産環境総合整備事業では、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設、堆肥の還元用草地の整備等により、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築を図ります。また、老朽化により機能の低下した堆肥センター等の家畜排せつ物処理施設（地方公共団体、農業協同組合等所有施設のみ）の再整備（建設当時の機能まで回復）により、施設の更新が可能です。

補助率【国：50%、県：事業内容により上乘せあり】



堆肥舎の整備（外観）



同左（内観）

2 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤整備事業では、農家の飼料自給率向上を図るため、草地の造成や整備、放牧用林地整備等の基盤整備のほか、牛舎等の家畜保護施設、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設の整備、農機具等の導入など自給飼料生産基盤と牛舎等の施設の一体的な整備が可能です。

補助率【国：50%、県：事業内容により上乘せあり】



牛舎の整備



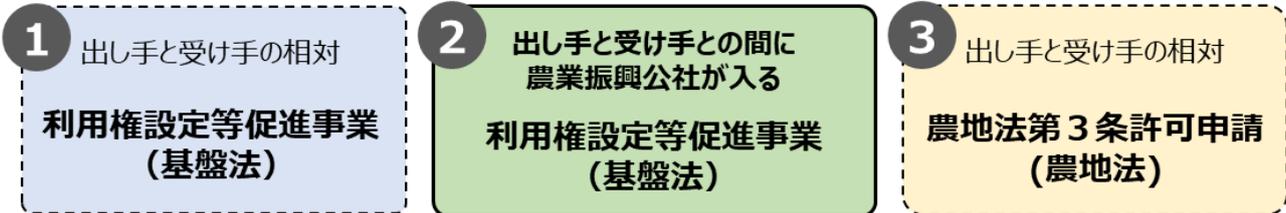
草地造成工事前後の様子

【畜産施設課】

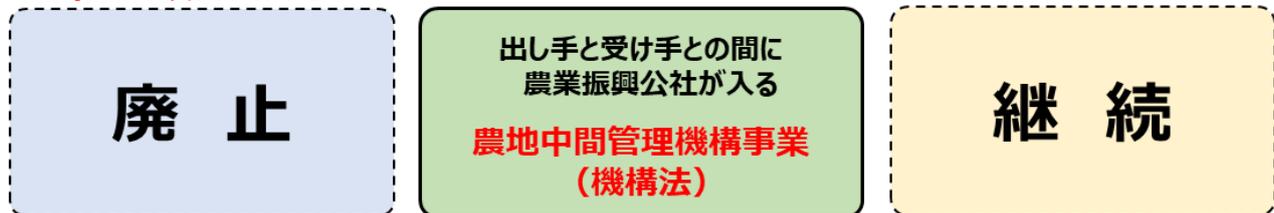
農地の売買の手続きが変わります！

これまで農地の売買等については3つの方法がありましたが、法改正に伴い②、③のみとなります。今後、公社で取り扱う②の取扱量が増加が見込まれていることから、事務に必要な手数料の見直しを行いました。ご理解のほどよろしくをお願いします。

R7年3月まで公告分



R7年4月以降公告分



農地中間管理機構事業における売買タイプと手数料

※いずれのタイプも、公社は農地の売り手、農地の買い手双方から手数料をいただきます。

A 即売りタイプ
公社が買入れた農地を速やかに
(1カ月程度) 売り渡す方式

B 一時貸付タイプ
受け手に一定期間の一時貸付
(4年10か月以内) した後に売
り渡す方式

C 分割払いタイプ
土地代金の納入方法を不動産
割賦売買契約により原則5年
以内の年賦払いとする方式

手数料

① 団地化要件、認定農業者など、補助事業の要件に該当する場合

現在

A 手数料なし
※R6.10.1以降公告分1.0%
(下限1万円)

B 1.0%
下限1万円、上限15万円

C 買入1.0% 売渡1.2%
下限1万円、上限15万円

変更後 (令和7年4月以降公告分)

A、B、Cタイプ 2.0% (下限2万円)

② ①に該当しない場合

現在はいずれのタイプも取り扱っていませんが、令和7年4月からは**A：即売りタイプ**のみ取り扱いを開始し、**手数料は、2.5% (下限は2万5千円)**となります。

令和6年度西都児湯管内農業委員会にて事業周知を行いました

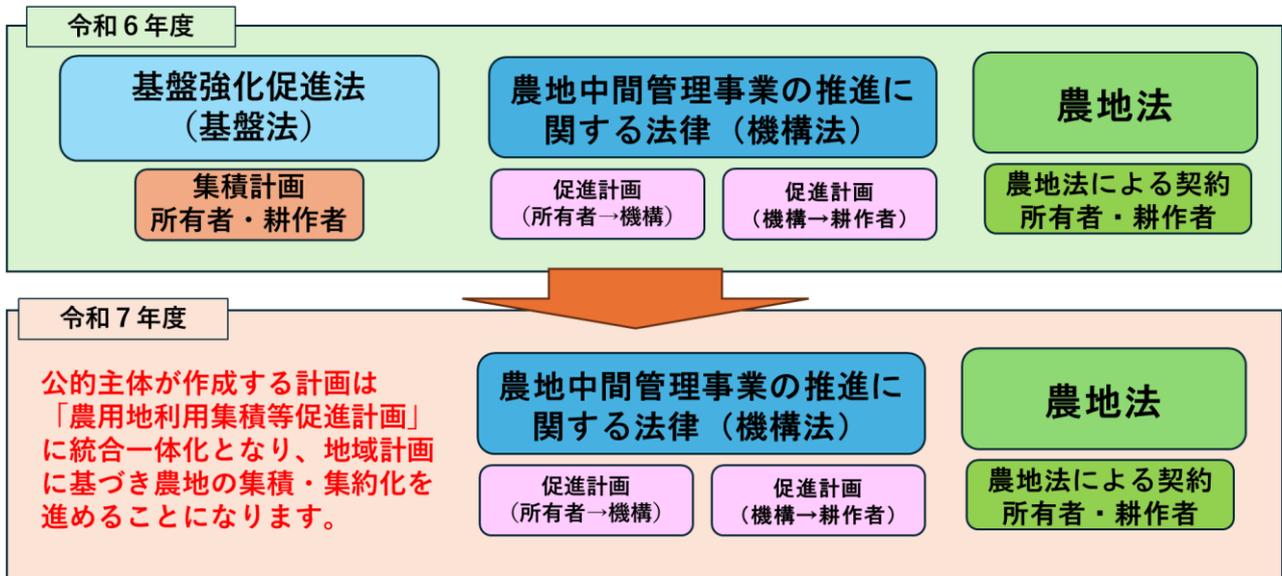
西都児湯管内農業委員会研修会において、農地中間管理事業の仕組み等について説明しました。

その中で、令和7年度から基盤強化法による契約の取扱が廃止となり、県や市町村が作成する契約は農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、機構法という）に基づく農用地利用集積等促進計画に統合一体化し、地域計画に基づき農地の集積集約化を進めることとなることについて、農業委員の皆様方に周知しました。

また、主催者様より依頼のあったスタンバイ農地事業について、将来の地域農業を支える新規就農者、新規参入等の新たな担い手が農用地等を速やかに利用できるよう、機構が予め農用地等を中間保有しておき、新規就農者等が就農される時に貸し付けを行うという仕組みについて、農業委員が取り組まれた事例を紹介し、「参加者の皆様の周りで新規就農者がいらっしゃる場合にはぜひこの事業を薦めてください」と呼びかけました。



令和7年度以降の農地貸借の手続き



【農地一課】

これからの行事予定

主催行事:★

日付	行事	会場	問い合わせ
1月20日～21日	農地中間管理機構九州・沖縄ブロック会議	宮崎県庁防災庁舎	農地一課、二課★
2月2日(日)	宮崎ひなた暮らし移住相談会(福岡)	福岡市アペゼビル2階	担い手支援課
2月15日(土)	農林水産FEST(東京)	東京交通会館	担い手支援課

豊かな農業経営・新しい未来のために

発行 公益社団法人宮崎県農業振興公社
 〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14
 電話 0985(51)2011 FAX0985(51)8006

